

保育認定を受けた子どもの利用者負担（月額）

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) 単位：円	
階層	定義	年齢及び認定区分	
		3歳未満児（3号認定）	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法等による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0
第3階層		所得割48,600円未満	9,000
第4階層		所得割48,600円以上97,000円未満	15,000
第5階層		所得割97,000円以上169,000円未満	22,000
第6階層		所得割169,000円以上301,000円未満	30,000
第7階層		所得割301,000円以上397,000円未満	40,000
第8階層		所得割397,000円以上	52,000

※ 市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。

保育料の軽減

・多子世帯の軽減（市町村民税額 所得割57,700円未満の世帯）

第3階層から第4階層の一部（所得割57,700円未満）の世帯で、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、第2子目以降が保育所を利用しているときは、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

・多子世帯の軽減（市町村民税額 所得割57,700円以上の世帯）

第3階層から第8階層までの世帯で、支給認定保護者と生計を一にする子どもが、2人以上保育所、幼稚園等を利用している場合は、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

・ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯の軽減

第3階層から第4階層の一部（所得割77,101円未満）の世帯は、下記の表から保育料を算定します。また、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、第2子目以降のお子さんの保育料は無料になります。